

# ストップ セクハラ！

スクール・セクシュアル・ハラスメント  
防止のためのハンドブック



令和元年10月

モッシュ  
Moshyw—もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき  
長崎市教育委員会

## はじめに

セクシュアル・ハラスメントをなくすことは、社会が抱える大きな課題の一つですが、学校もその例外ではありません。近年、学校現場での児童生徒に対する教職員によるセクハラ行為、いわゆるスクール・セクハラが増加しています。県内では、平成20年度から平成30年度までの10年間で、わいせつ行為やセクハラ行為で懲戒処分を受けた教職員は15件にのぼり、体罰や窃盗、酒気帯び運転等の他の事案に比べ最も多い件数となっています。

そのような中、今回、「市民提案型協働事業」を活用し、長崎市教育委員会と  
モツシユ  
**Moshyw**（もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき）が協働して、スクール・セクハラに悩む子供たちをゼロにするため、教職員向けの防止啓発に係るハンドブックを作成しました。学校で教職員は児童生徒に対して指導的な立場にあり、児童生徒の人格形成に大きな役割を担っています。その教育活動の根底には、児童生徒と教職員との心のふれあいを通して構築された信頼関係が成立していることが不可欠です。スクール・セクハラは、児童生徒の学ぶ意欲を失わせ、その能力を伸ばす機会を奪う人権侵害であり、絶対に許される行為ではありません。

このハンドブックを校内研修等で積極的に活用して、教職員1人1人が自らの言動を見直したり、全職員が、スクール・セクハラに対する基本的な考え方を共有したりするなどして、全校をあげての防止の取組を推進してください。児童生徒が安心して学ぶことだけでなく、その能力を存分に發揮していくために、健全で明るく、そして全ての人権が尊重される教育環境づくりに努めていただくことを切に願っております。

令和元年10月

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

モツシユ  
**Moshyw**（もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき）

代表 門 更月

## 目 次

1 スクール・セクシュアル・ハラスメントとは？ ······	1
2 文部科学省におけるセクハラ防止の取組について ······	1
3 スクール・セクハラの具体例 ······	4
4 スクール・セクハラの現状は？ ······	7
5 最近の事例 ······	9
6 なぜスクール・セクハラは起こるのでしょう？ ······	11
7 スクール・セクハラを受けた児童生徒の心身への影響は？ ······	13
8 スクール・セクハラによる周囲への影響 ······	15
9 スクール・セクハラを防止するためには？ ······	16
10 もしセクハラの相談を受けたら ······	18
11 学校におけるスクール・セクハラ対策 ······	19
12 ハンドブックを活用して校内研修をしましょう ······	20
13 事例について話し合ってみましょう ······	24
14 スクール・セクハラ防止セルフチェック ······	30
《参考資料》 ······	31

## 1. スクール・セクシュアル・ハラスメント（スクール・セクハラ）とは？

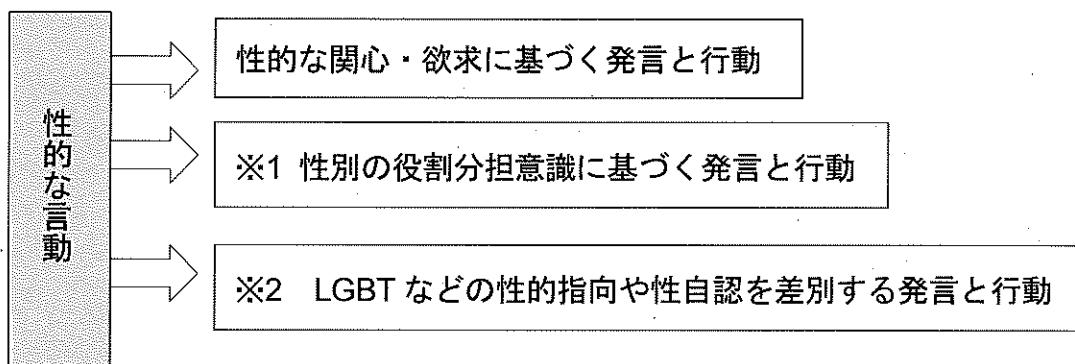
学校をはじめとする教育の場で起こる、児童生徒に対して行われるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）のこと。小中高校ばかりでなく、幼稚園、保育所、スポーツクラブ、野外活動なども含む。

## 2. 文部科学省におけるセクハラ防止の取組について

- (1) 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」  
および「指針」（1999）（2001～文部科学省に変更）

セクシュアル・ハラスメントとは、職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動であり、職員は、セクシュアル・ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

### 【性的な言動とは】



### ※1 「性別の役割分担意識に基づく発言と行動」とは？

男らしさ、女らしさなど社会的・文化的に作られた性差の意識から生じる言動。〔例〕「男のくせに〇〇、女のくせに〇〇」「男は〇〇だから、女は〇〇だから」などなど…（＝ジェンダー・ハラスメントともいう。セクシュアル・ハラスメントの温床となりやすい。）

※2 「LGBTなどの性的指向や性自認を差別する発言と行動」に関しては

文部科学省から2015年に通知された

「性同一性指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」に詳しく紹介されているので、このハンドブックでは特に教職員の児童生徒に対する

○性的な関心・欲求に基づく発言と行動 ○性別の役割分担意識に基づく発言と行動 などのスクール・セクハラをとりあげていきます。

(2) 文部省通知「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」

(1999) (各都道府県教育委員会に対する通知)

○公立学校におけるセクハラの防止・対応に対する義務は、都道府県・市町村の教育委員会にある。

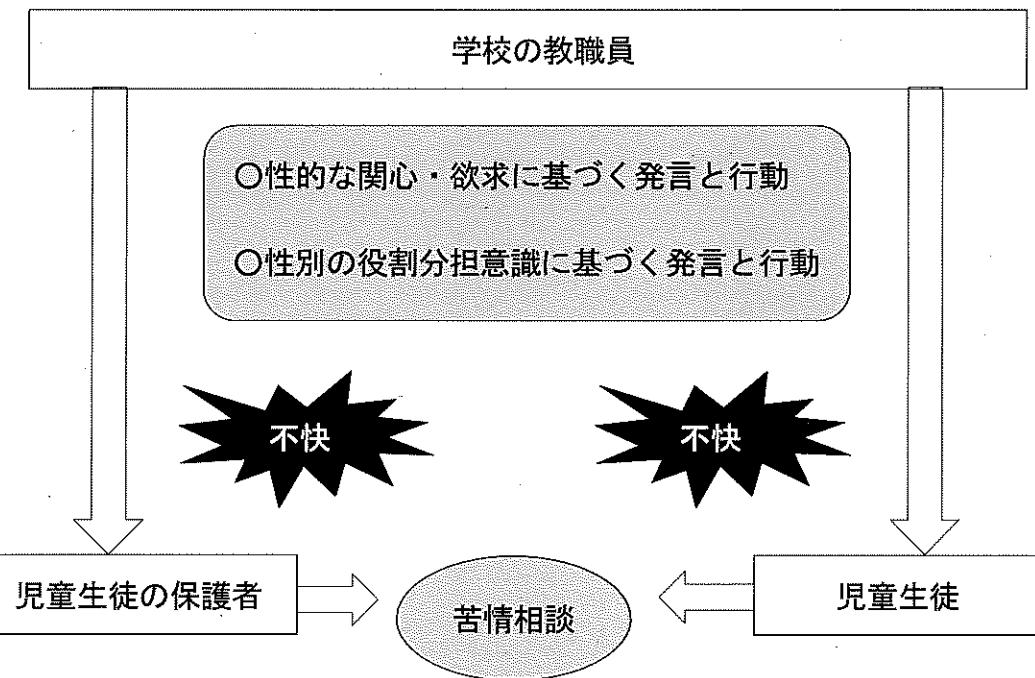
○セクハラの防止・対応に対する対策は、「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」および「指針」を援用して行う。

(1) 学校の教職員と児童生徒の保護者との関係において、教職員から、性的な関心や欲求に基づく相手を不快にする言動又は性別により役割を分担すべきとする意識に基づく相手を不快にする言動（以下「セクシュアル・ハラスメント」という）の行われることがないよう、教職員への注意喚起や啓発など、必要な措置を講じること。

(2) 児童生徒への指導等において、教職員の言動がセクシュアル・ハラスメントに該当する場合が生じることもあるため、児童生徒の心身の発達段階等を考慮し、適切な配慮が行われるよう、教職員への注意喚起や啓発など、必要な措置を講じること。

(3) 学校の教職員による児童生徒やその保護者へのセクシュアル・ハラスメントについて、児童生徒や保護者からの相談・苦情に適切に対応できる体制を整えること。

出典：文部省通知「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」(1999)



#### 【教職員の基本的な心構え】

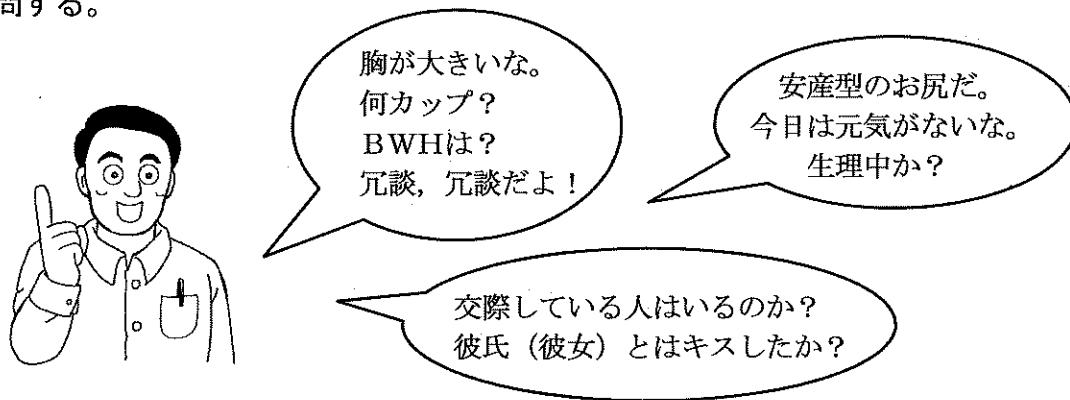
- 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人の立場により差があり、セクハラに当たるかどうかについては、相手の判断が重要である。
- セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らない。
- 「苦情相談」は被害を受けた本人のみならず、セクハラを見て不快に感じる教職員や児童生徒からの苦情相談も含まれる。（環境型セクハラ）

出典：「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」および「指針」(1999)

### 3. スクール・セクハラの具体例

#### (1) 性的な関心・欲求に基づく発言と行動

- ①容姿を話題にしたり、必要がないのに身長や体重を聞いたりするなど、体の成長およびその特徴などに関する話をする。
- ②興味本位で性に関することや異性関係に関することなどを話題にしたり、質問する。



③着替え中の部屋をのぞいたり、いきなり入る。(児童生徒の部屋の見回りなど)

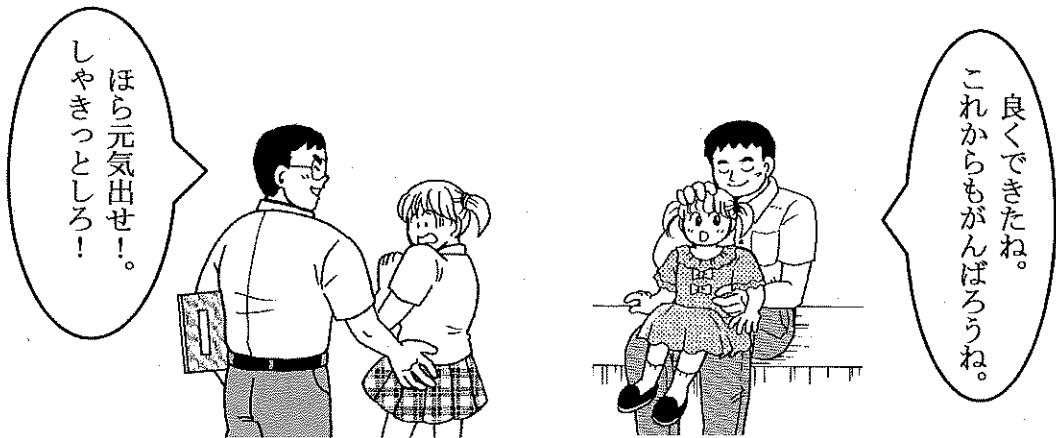
④写真を無断で撮る。(特に水泳指導中の撮影など)

⑤スキンシップやマッサージなどと称して、体や髪の毛に不必要に触る。

【例】児童生徒の指導中に背中から覆い被さる。

教職員の膝の上にだっこして頭や体をなでる。



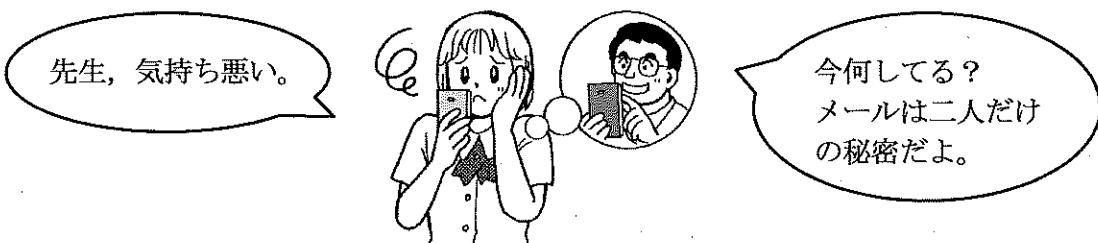


身体的接触が指導上必要であれば、相手の同意を得ましょう。

⑥特定の児童生徒を必要以上に呼び出して、一対一で指導する。

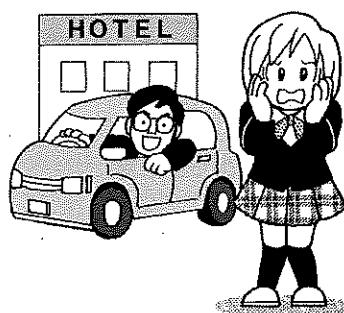


⑦電話やメールをしつこく送る。



⑧教職員の立場を利用して交際を迫ったり、性行為を強要する。

ちょっと休んで  
いこうか？



「県少年保護育成条例」や「児童買春・ポルノ禁止法」

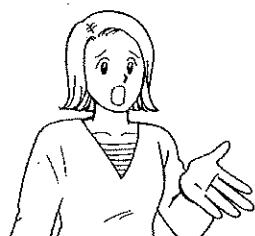
違反に抵触する犯罪です。

## (2) 性別の役割分担意識に基づく発言と行動

女のくせに掃除はきちんとしろ。  
だから女子はダメなんだ。  
女のくせに口答えして生意気だ。  
男のくせに根性がない。



男子がメソメソしてはいけません。  
男子はたくましくないとね。  
男子は机運び、女子は受付をしてね。  
女子は料理ぐらいできないとね。



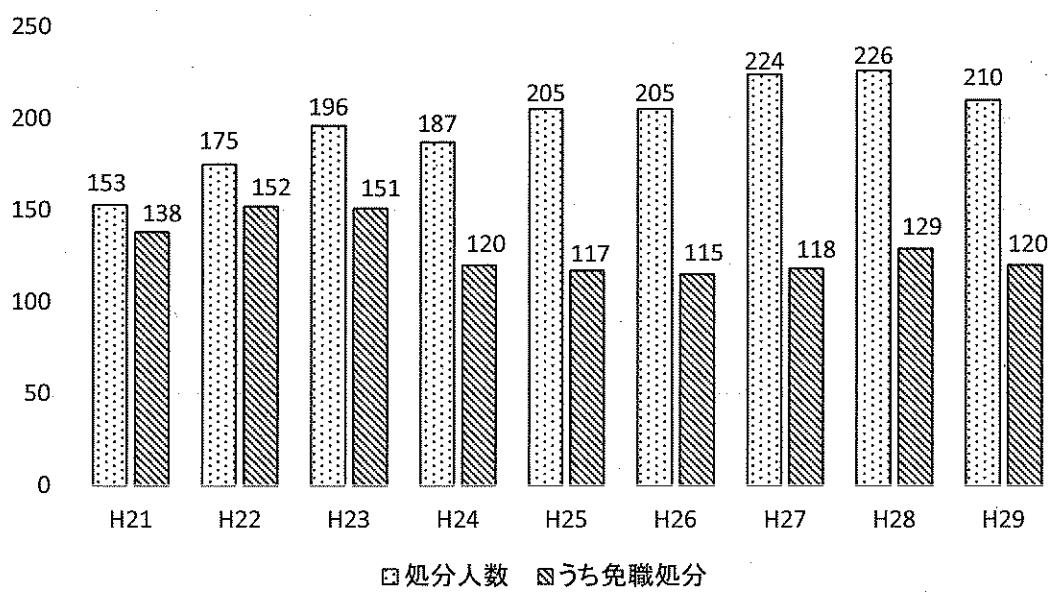
※スクール・セクハラに当たるかどうかは、受けた側の受け止め方や場所、状況によって異なるので、ここにあげた事例に限られるものではありません。

#### 4. スクール・セクハラの現状は？

2017年度にわいせつ行為によって懲戒処分を受けた教職員数は、全国で210人。（男性206人、女性4人）（小学校60人、中学校66人、高校69人、特別支援学校13人、中等教育学校2人。被処分者の年齢層は20代70人、30代48人、40代41人、50代以上51人）。うち120人が免職処分。

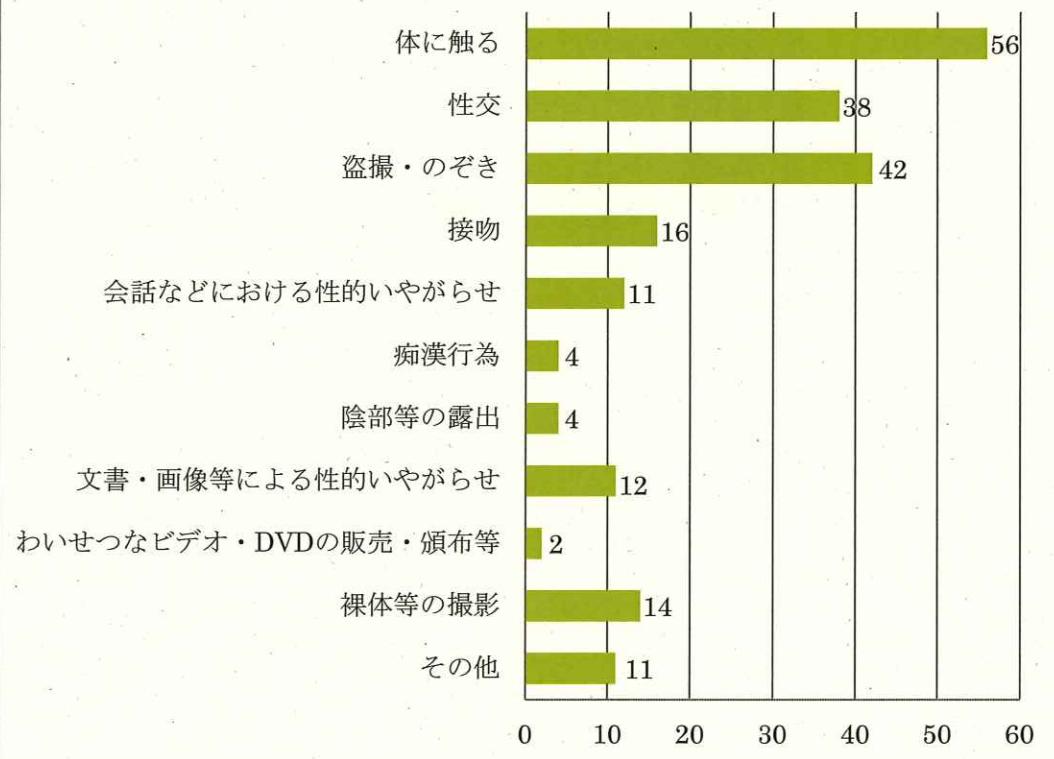
また自校の児童生徒が被害者である場合は97人、自校でない18歳未満の者を含めると135人になります。わいせつ行為は犯罪とも言えますが、処分されなかったり訴えられなかったりしたセクハラ行為の実態数は不明です。

#### わいせつ行為で処分された教職員数推移



出典：文部科学省「平成29年度公立学校教職員の人事行政調査について」

## わいせつ行為等の様態



出典：文部科学省「平成29年度公立学校教職員の人事行政調査について」

## 5. 最近の事例（県外の事例や報道されたものを含む）

- (1) 教室内で、小学2年生を1人ずつ九九の暗唱を確認する際、机の下でタブレットを使い、女子児童らのスカート内を盗撮した。以前も含めて複数回の盗撮を行っていた。
- (2) 複数回にわたって、教室内で女子児童らの口に指を入れ、体を触った。
- (3) 休み時間に女子児童を呼び出して、教室で2人きりになり、体や胸を触っていた。女子児童の親から警察に相談があり、発覚した。
- (4) 教室で、教え子の女子児童の服を脱がせてビデオで撮影したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。
- (5) マンションに男子児童を連れ込み、わいせつな行為をしながら、スマートフォンで撮影したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。
- (6) 校内で女子児童を膝の上に乗せたり、抱きかかえたりする行為を行っていた。児童は喜んでいる様子だったが、保護者からそうした行為はやめてほしいとの抗議があった。
- (7) 校内で日頃から特定の女子児童らの頬を両手で挟むなどの身体接触を行っていた。児童らは「気持ち悪い」と噂していた。
- (8) 校内で複数の女子児童の体を複数回触った。児童の母親が学校に訴えて発覚した。加害者はそれ以前に職場の宴席で同僚の女性教員の体を触っていた。
- (9) ツイッターで知り合った18歳未満の女性に裸の写真を要求し、計5枚の画像をLINEで送らせた。女性の保護者から相談を受けた警察が職場に連絡して発覚した。児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で書類送検された。
- (10) 出会い系サイトで知り合った女子中学生を脅して呼び出し、ホテルに連れて行き、性的暴行を加えたとして、強姦やわいせつ略取などの疑いで逮捕された。
- (11) 女子中学生の自宅に侵入し、スタンガンで脅して、わいせつ目的で無理やり家から連れ出し、車に監禁したとして、わいせつ目的略取や監禁致傷の容疑で逮捕された。
- (12) 教室にビデオカメラを設置し、女子中学生の着替えを盗撮したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。

- (13) 以前からメール交換をしていた教え子の女子高校生に、18歳未満と知りながらホテルでみだらな行為をし、県少年保護育成条例違反で逮捕された。
- (14) 在校生や卒業生を呼び出して、抱きついたりキスしたりするなどわいせつな行為を繰り返し行った。
- (15) パソコンを使った授業の時、女子生徒の背後から覆い被さるようにして、指導した。そのとき生徒は背中のブラジャーのひもをさわったと感じた。
- (16) 授業中、机間指導をしているときに後ろから女子生徒の髪をなでた。
- (17) 部活動指導後に、女子生徒を「家まで送ってやる」と言って車に乗せ、途中車を止めて、女子生徒の胸を触った。
- (18) 部活動指導中、女子生徒に対して、狭い部屋に2人きりで1時間以上も横に並んで指導した。その後女子生徒は体調不良を訴えた。
- (19) 部活動指導中、部室で2人きりになったとき、男子生徒の体を触った。男子生徒は驚いて部室を飛び出した。
- (20) 部活動指導中、腕の痛みを感じて休んでいた女子生徒に、「腕が痛いなら、自分がマッサージしてあげよう。自分はマッサージが得意なんだ」と言って、マッサージしようとした。
- (21) 進路指導の相談中、女子生徒に対して、異常なぐらいに顔を近づけて話したり、また親近感を持って励ますつもりで、その肩や腕に何度も手で触れたりした。
- (22) 男子生徒が身体測定のために体育館内で上半身裸で並んでいたところへ、計測の補助をするために教職員がやってきて、計測の合間に生徒を凝視していた。男子生徒のなかには恥ずかしくて、下を向いたままの者もいた。
- (23) 女子生徒がチャイムが鳴っても体育の後の着替えをしている教室に、次の時間の担当教職員が、「もう次の授業だぞ。着替えが遅すぎるぞ」と言いながら、ドアを開けて教室内に入っていった。

## 6. なぜスクール・セクハラは起こるのでしょうか？

スクール・セクハラが起こる最大の要因は

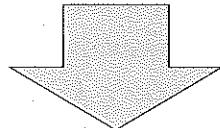
学校における上下の力関係

子どもは教職員や指導者に指導される立場にあるから、教職員に対して、日頃から自分のことを良く評価されたいと思っています。教職員が望むようにしないと「先生から嫌われる」「熱心に指導してもらえない」「先生に逆らえない」と考え、思ったことを言い出せない子どももいます。

一方、教職員側は自分の言動が児童生徒から許容されていると勘違いして（思い込んで）、さらに「先生、先生」と慕われて嬉しくなり、自分が愛の対象に選ばれたかのような錯覚を起こして、児童生徒を性の対象として見てしまうのです。

今度の先生は熱心に指導してくれてよくわかるようになった。教えてもらってうれしい！勉強がんばろう！

いつもニコニコして可愛いな。素直にハイと応じてくれる。オレのこと気に入ってくれてるんだ。二人きりで指導したいなあ。



この後どう変わるだろう？



### 小学生の場合は？

特に小学生の場合は、相手が子どもだから、愛情表現の1つとして、親子のような感覚で、なでたり、抱いたりする場合があります。児童にとってその行為が「イヤだな」と感じても、先生には逆らってはいけないと思い、「イヤ」と言えないのではないかでしょうか。教職員はそれを「受け入れている」「好かれている」と思い込んでしまうのです。



## 7. スクール・セクハラを受けた児童生徒の心身への影響は？

信頼していた教職員からのセクハラに大きなショックを受け、心身ともに深く傷つき、その後の生活に支障をきたすことがあります。さらに成長が阻害されたり、命に関わることに発展する可能性もあります。

### 被害を受けた児童生徒の状況

#### (1) 1人で抱え込んでしまう。

- 信頼し尊敬していた先生がなぜ？
- みんなに知られたくない。
- 恥ずかしくて親に話せない。
- 話したら先生から不利益な扱いを受けるのではないか。



#### (2) 自分を責める。

- 自分に隙があった。
- ついて行った自分が悪い。
- はっきり拒否できなかった自分が悪い。

#### (3) 2次被害に遭う。

- 思いきって誰かに相談しても、「あの先生がまさか」と否定されたり、「それぐらいのことで騒いで」と非難されて、二重のショックを受ける。
- 教職員や友人からの心ない噂に人間不信に陥り、さらに深く傷つく。



(4) 身体的不調や精神的疾患を発病する。

○食欲不振、不眠、身体がだるい、摂食障害、無月経、フラッシュバック、うつ症状、PTSDなど・・・。



- (5) 集中力がなくなったり、人間関係が悪化することにより、学習意欲を失う。  
(6) 不登校になり、転校や休学、退学など進路変更を余儀なくされる。  
(7) 人間関係の崩壊や喪失感から、引きこもりや自傷行為を繰り返す。  
(8) 加害者ばかりでなく大人全体に不信感や怒りを持ち、粗暴になったり、反社会的な行動をしたりする。



スクール・セクハラの被害は成長過程の子どもの将来に大きな影響を及ぼす！



## 8. スクール・セクハラによる周囲への影響

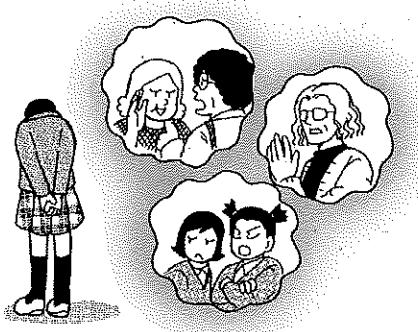
(1) 児童生徒同士の言動の中に、セクハラに関する言動が出てきます。

○教職員のセクハラ行為に触発されて、児童生徒の間で、容姿に関する悪口や冷やかし、スカートめくり、胸タッチなど性的な言動が起こります。



(2) 子どもや保護者間に被害者側と被害者ではない側との分断・対立を生みます。

○被害者ではない子どもや保護者から、被害者側に対して、「気にする方がおかしい」「年齢の割に早熟だから」「嫌いな先生へのいやがらせ」などと非難や中傷が起り、「付き合わない方がいい」と被害者側を孤立させていきます。



(3) 教職員や指導者に対する不信感がクラス全体、学校全体、さらには地域社会にも広がります。

(4) 教職員間、指導者間、あるいは保護者との信頼関係が壊れ、組織としての学校の教育力が損なわれます。

## 9. スクール・セクハラを防止するためには？

### (1) スクール・セクハラ防止のための教職員研修を行いましょう。

○班別協議などワークショップ形式が適しています。

### (2) セクハラ被害者に女性が多いのはなぜ？ 社会的背景を考えましょう。

○セクハラ被害の多くは女性です。それは、男性優位の社会の中で、女性を軽視したり、性的対象とする風潮が根強く残っているからです。（例：女性の水着姿のポスター、セクシーさを強調するゲームの女性キャラクター等）  
女子の児童生徒を性的対象として見ていませんか？

ジェンダー（性別役割分担意識など社会的・文化的に作られた性差）の歴史や女性の人权などの研修を積極的に行う必要があります。

### (3) 子どもと教職員・指導者との人間関係を常に意識しましょう。

○教職員と児童生徒というのは、指導する側と指導される側という絶対的な上下の関係があります。「いやだ」と思っても、「先生に逆らってはいけない」「先生から嫌われる」「熱心に指導してもらえない」と考え、口を閉ざしてしまいがちになります。そのような関係の中では、指導する教職員の側が児童生徒に対して配慮し、自分の態度を振り返る必要があります。

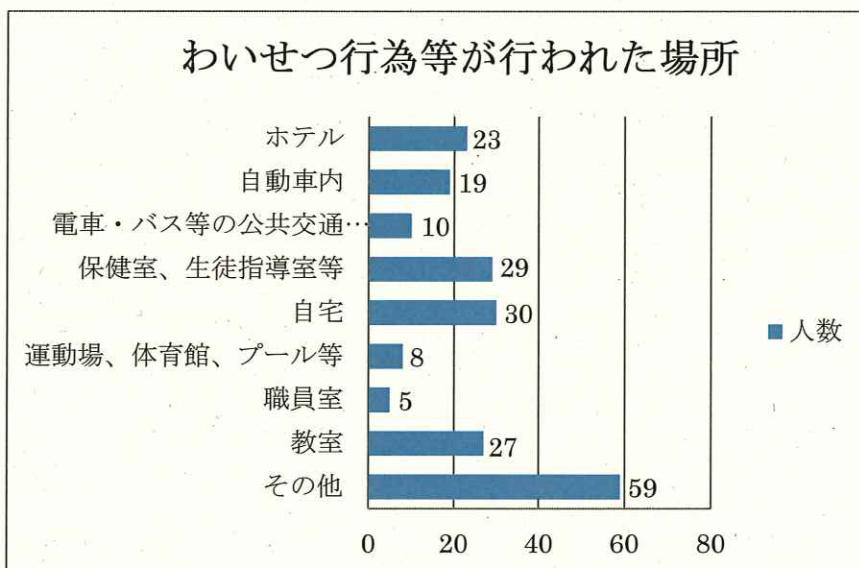
### (4) 次のような気持ちで児童生徒に接していませんか？ 振り返りましょう。

- 「軽いタッチはコミュニケーションさ。子どもは悪い気はしていないはず。」
- 「スキンシップも指導には必要さ。子どもも喜んでいるはず。」
- 「冗談を言ったんだよ。冗談だから笑って許してくれるはず。」
- 「子どものことを思ってしているんだ。理解してくれるはず。」
- 「小さい子どもだから何もわからないはず。」
- 「親には言わないはず。」

「はず」はすべて教職員の思い込みで、児童生徒は本当にそう思っているのでしょうか。もう一度考えましょう！

(5) 学校の中の「密室状態」をなくしましょう。

○下のグラフにあるように、教職員によるわいせつ行為が行われた場所は、「自宅」に続いて、「保健室、生徒指導室等」「教室」が多くなっています。  
教職員が児童生徒と2人だけで会う必要がある場合には、カーテンや窓を開けるなどして、周りから見えるようにしましょう。



出典：文部科学省「平成29年度公立学校教職員の人事行政調査について」

(6) 児童生徒に対するスクール・セクハラの研修を実施しましょう。

○児童生徒に対して、心身の発達段階を考慮しながら、「このようなことがセクハラになる」ということを学習・意識付けさせることで、早めに被害を防いだり、申し出ることができます。

## 10. もしセクハラの相談を受けたら

①最初から否定しないようにしましょう。

※「あの先生がそんなことするはずがない」「思い過ごしよ」などと言わない。

②受容的なことばかけをしましょう。

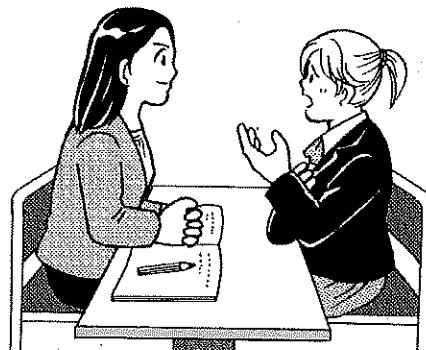
※「よく勇気を出して相談してくれたね。」

「つらかったね。きつかったね。あなたは悪くないよ。」

「セクハラはする方が悪いので、される側の落ち度ではないよ。」など

③寄り添う態度をあらわしましょう。

※「一緒に考えようね。」など



### 【相談窓口】

- (1) 学校の相談窓口（各学校にハラスメント担当教職員を男女1名ずつ設置）
- (2) 長崎市教育委員会学校教育課（長崎市役所4階 TEL095-829-1196）
- (3) 長崎市人権男女共同参画室（市民会館7階 TEL095-826-0026）
- (4) 性暴力被害者支援「サポートながさき」（大黒町交通産業ビル TEL095-895-8856）
- (5) 弁護士
- (6) Moshyw—もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき TEL080-2717-7048

## 1.1. 学校におけるスクール・セクハラ対策

### (1) 「スクール・セクハラは絶対にダメ！」という方針の明確化

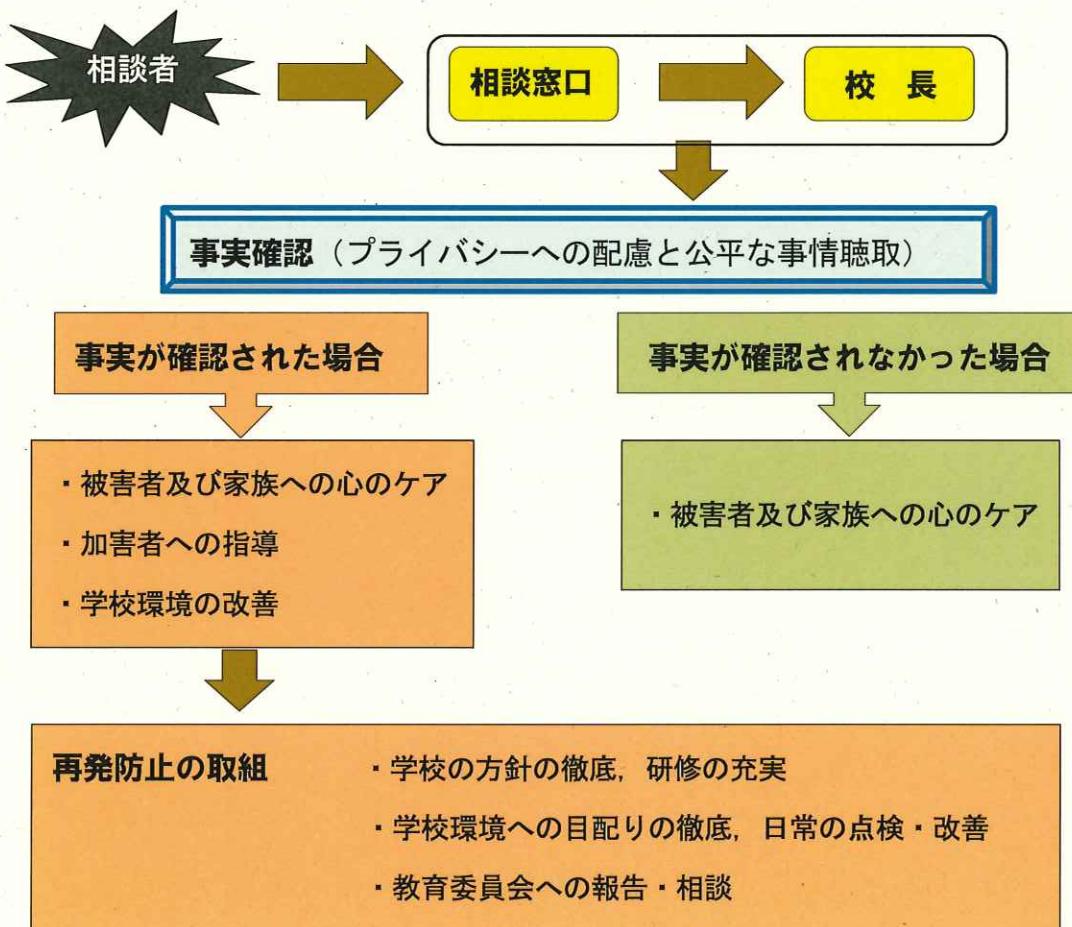
- ①児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないという方針の明確化と共通理解
- ②校内研修などを通しての人権やスクール・セクハラに対する正しい理解

### (2) 相談窓口の設置

- ①発達段階を踏まえた児童生徒向けの相談窓口（両性の相談員）の設置と児童生徒や保護者への周知

### (3) スクール・セクハラが生じた場合の対応の明確化

- ①迅速かつ正確な事実関係の把握と事後対応の明確化
- ②再発防止に向けた校内研修などの取組み



## 12. ハンドブックを活用して校内研修をしましょう

(各学校の実情に応じて1~11の項目の中から選択して研修を行いましょう。)

### 講師役の説明

#### 1. スクール・セクシュアル・ハラスメントとは? (P 1)

スクール・セクシュアル・ハラスメント、縮めてスクール・セクハラとは何か?  
法律的定義はないが、多くの文献によればこのようになる。  
「学校をはじめとする・・・」を読む。(P 1)

#### 2. 文部科学省におけるセクハラ防止の取組について (P 1~3)

##### (1) 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」

および「指針」(1999)(2001~文部科学省に変更)

- ①「セクシュアル・ハラスメントとは・・・」を読む。(P 1)
- ②【性的な言動とは】の図を示し、※1、※2を読む。(P 1~2)

##### (2) 文部省通知「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」

(1999)(各都道府県教育委員会に対する通知)

- ①「公立学校における・・・」を読む。(P 2)
- ②「学校の教職員と・・・」を読んで、下の図を示す。(P 2~3)
- ③【教職員の心構え】を読む。(P 3)

#### 3. スクール・セクハラの具体例を見ていく (P 4)

##### (1) 性的な関心・欲求に基づく発言と行動

- ①~⑧をイラストを見ながら読む。(P 4~6)

##### (2) 性別の役割分担意識に基づく発言と行動

教員のセリフを読む。(P 6)

##### (3) 「スクール・セクハラに当たるかどうかは、・・・」を読む。

#### 4. スクール・セクハラの現状は? (P 7~8)

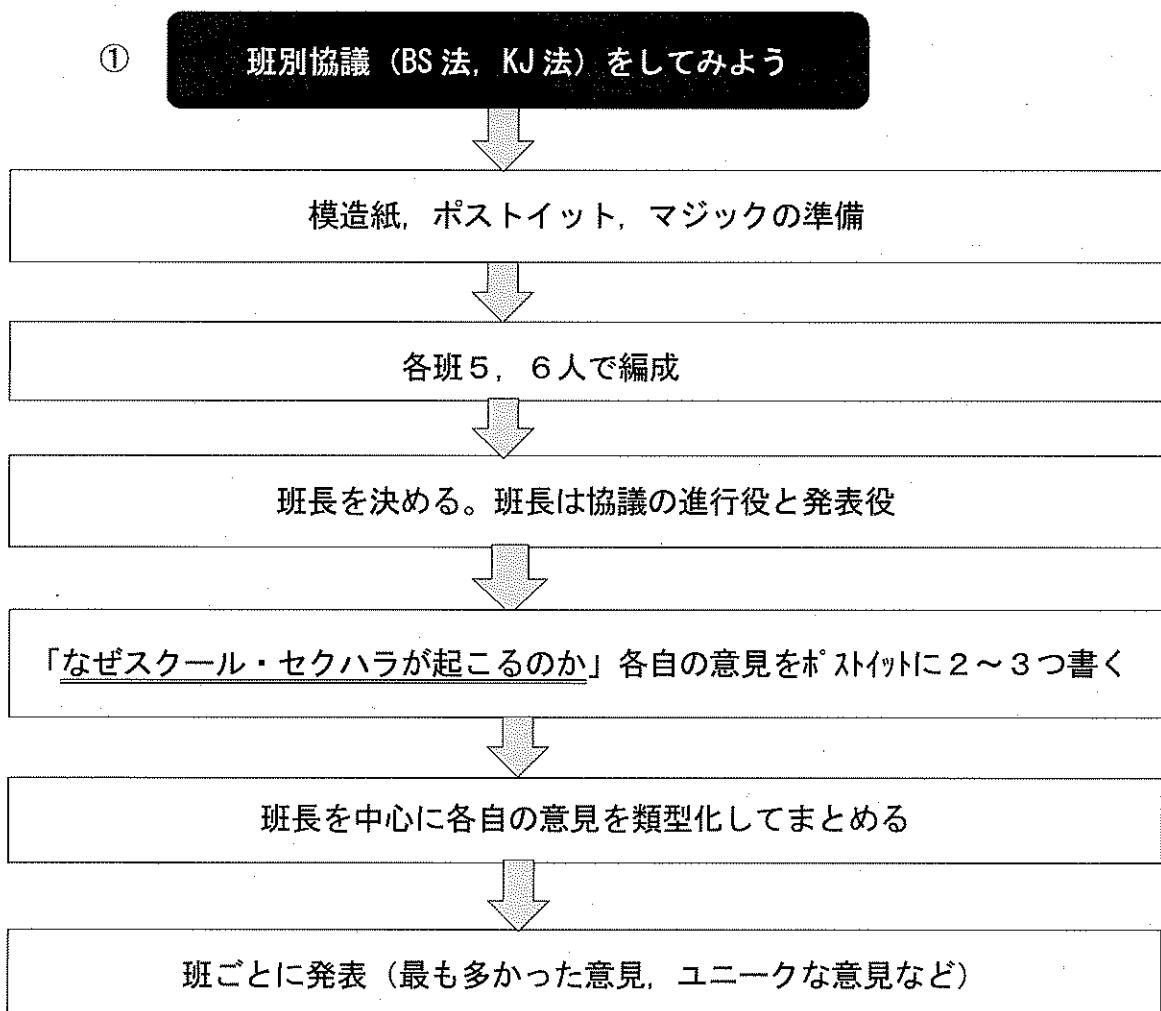
- ①文章を読んで、グラフで確認する。

- ②わいせつ行為で処分された教員数の年代の偏りはない。この10年200人前後を推移。免職は約6割の120人前後を推移し、減少していない。（P7）
- ③「体に触る」「性交」「盗撮・のぞき」は昨年度もこの順位。（P8）
- ④今年度は「裸体等の撮影」が増えた。画像のSNSでの売買が増加傾向にある。

#### 5. 最近の事例（P9）

23の事例をあげているが、研修が30～40分しかない場合は、読むだけにする。60～90分ある場合は、「13. 事例について話し合ってみましょう」（P24～29）を班別で協議しても良い。

#### 6. なぜスクール・セクハラは起こるのでしょう？（P11）



②班別協議の後に「6. なぜスクール・セクハラは起こるのでしょう？」（P 11～12）を読む。ハンドブックには最大の要因を記載しているが、班別協議で出た意見も尊重する。

7. スクール・セクハラを受けた児童生徒の心身への影響は？（P 13）

① 被害を受けた児童生徒の状況 （1）～（8）を読む。

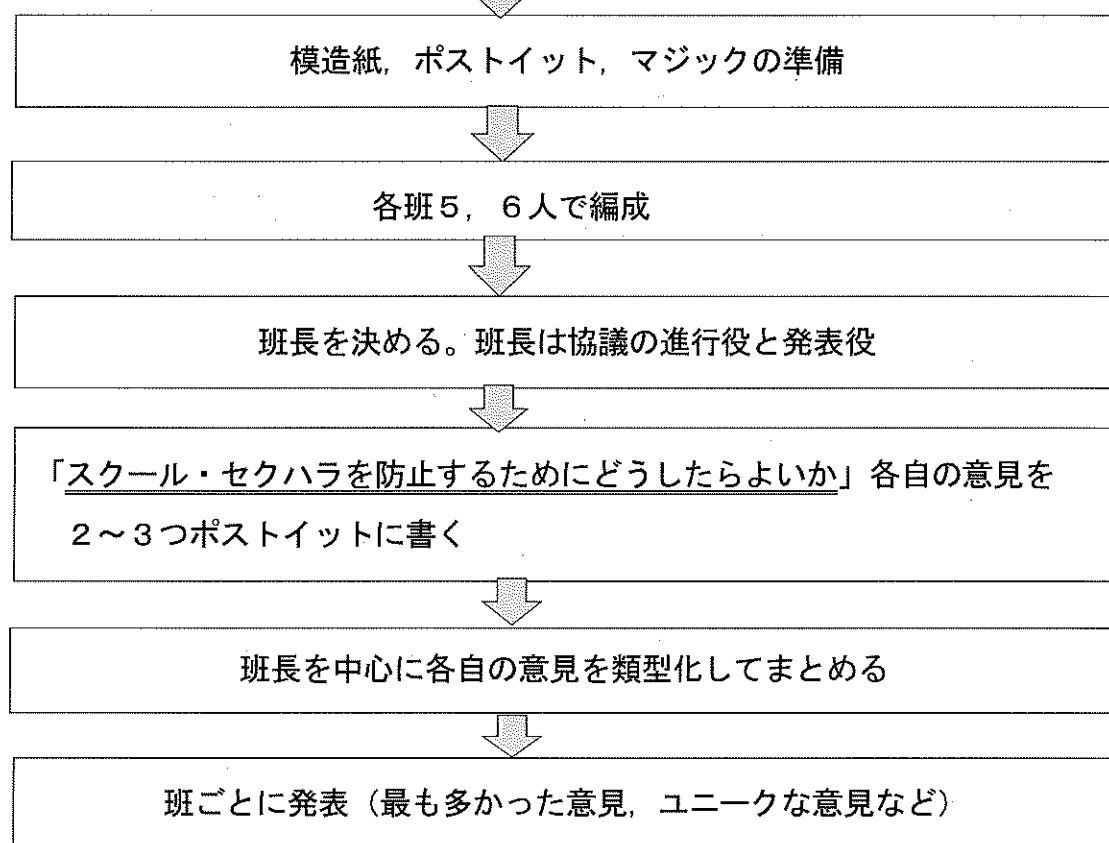
②「スクール・セクハラは子どもに対する人権侵害！」を強調する。

8. スクール・セクハラによる周囲への影響（P 15）

①（1）～（4）を読む。

## 9. スクール・セクハラを防止するためには? (P 16)

① 班別協議 (BS 法, KJ 法) をしてみよう



②班別協議の後に「10. スクール・セクハラを防止するためには?」(1) ~ (6) (P 16~17) を読む。ハンドブックには6つの防止方法を記載しているが、班別協議で出た意見も尊重する。

## 10. もしセクハラの相談を受けたら (P 18)

①相談を受ける者のセリフを読む。

②【相談窓口】の確認

## 11. 学校におけるスクール・セクハラ対策 (P 19)

①これは県教育委員会作成の「セクハラ、パワハラ防止!」というリーフレットを参考にして作成したもの。校内の体制づくりが大事。

②セクハラ相談員を生徒・保護者に周知することが大切。

### 13. 事例について話し合ってみましょう

#### 【事例1】わいせつ行為、身体的接触など

新任の小学校教員が半年にわたって、自身が担任するクラスの女子児童4人を個人面談と称して家庭科室や会議室に個別に呼び出し、2人だけの場所で目をつぶらせて口に指を入れるなどした。また別の女児5人を体力検査やマット運動の指導と称して体育館に呼び出し、胸や尻を触った。

#### 類似の事例

ケース①

小学校の教員が校内で女子児童らを膝の上に乗せたり、抱きかかえたりする行為を行っていた。児童は喜んでいる様子だったが、保護者からそのような行為はやめてほしいとの抗議があった。

ケース②

部活動指導後に、顧問の教員が女子生徒を「家まで送つてやる」と言って車に乗せ、途中車を止めて、女子生徒の胸を触った。

ケース③

部活動指導中、顧問の教員が部室で2人きりになったとき、男子生徒の体を触った。男子生徒は驚いて部室を飛び出した。

ケース④

進路指導の相談中、担任が女子生徒に対して、異常なぐらいに顔を近づけて話したり、また親近感を持って励ますつもりでその肩や腕に何度も手で触れたりした。

※以下の用紙を増刷して事例1～5について班別協議をしましょう。

1. 【事例1～5】について

★自由に意見を出し合いましょう。

(問題点、原因、背景、児童生徒・保護者・学校・地域・自分の家族への影響など)

2. ケース①～③④について

★それぞれの教諭に対してどのような処分が下されるでしょうか。

3. 対策について

★自分の職場からセクハラ行為を出さないために、どのような職場づくりを進めればよいでしょうか

## 【事例2】盗撮、写真撮影など

再任用の小学校教員が、教室内で、小学2年生を1人ずつ九九の暗唱を確認する際、机の下でタブレットを使い、女子児童らのスカート内を盗撮した。以前も含めて複数回の盗撮を行っていた。現場を見ていた女子児童が保護者に訴えて発覚した。

### 類似の事例

#### ケース①

教室で、教え子の女子児童の服を脱がせてビデオで撮影したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。

#### ケース②

教室にビデオカメラを設置し、女子中学生の着替えを盗撮したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。

#### ケース③

マンションに男子児童を連れ込み、わいせつな行為をしながら、スマートフォンで撮影したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。

#### ケース④

水泳指導の時に、記念だからと男女児童の水着姿の写真を数多く撮影し、パソコンに何百枚も保存していた。

### 【事例 3】性的関係の強要など

定年間近の高校教員が2年半にわたって、在校生1人、卒業生2人を個別に呼び出して、放課後の学校内や車の中で抱きついたりキスしたりするなどわいせつ行為を行った。被害者の1人が学校に処分を求めて発覚した。この教諭は「元気づけたいと思った。わいせつ行為にあたるという意識が薄かった」と話したという。

#### 類似の事例

##### ケース①

出会い系サイトで知り合った女子中学生を脅して呼び出し、ホテルに連れて行き、性的暴行を加えたとして、強姦やわいせつ略取などの疑いで逮捕された。

##### ケース②

以前からメール交換をしていた教え子の女子高校生に、18歳未満と知りながらホテルでみだらな行為をし、県少年保護育成条例違反で逮捕された。

##### ケース③

40代小学校教員が女子児童と小学校4年生から6年生までの2年間交際し、最初は2人で日曜日に遊園地や公園に出かけていたが、6年生になる頃には、ホテルに行って、キスしたり、胸を触ったりしていた。様子がおかしいと姉が問いただして発覚した。警察に対して、小学校教員は「対等な恋愛だった」と言い、女子児童は「嫌だったけど、怖くて従った」と話した。

## 【事例4】身体的接近など

### 具体的事例

#### ケース①

部活動指導中、顧問の教員が女子生徒に対して、狭い部屋に2人きりで1時間以上も横に並んで指導した。女子生徒は帰宅後気分が悪くなり、翌日学校に行きたくないと訴えた。事情を聴いた保護者が学校に訴えて発覚した。

#### ケース②

男子生徒が身体測定のために体育館内で上半身裸で並んでいたところへ、計測の補助をするために女性教職員がやってきて、計測の合間に生徒を凝視していた。男子生徒のなかには恥ずかしくて、下を向いたままの者もいた。

#### ケース③

女子生徒がチャイムが鳴っても体育の後の着替えをしている教室に、次の時間の担当教職員が、「もう次の授業だぞ。着替えが遅すぎるぞ」と言いながら、ドアを開けて教室に入っていった。

## 【事例 5】指導時の身体的接触など

### 具体的事例

#### ケース①

部活動顧問が、腕の痛みを感じて休んでいた女子生徒に、「腕が痛いなら、自分がマッサージしてあげよう。自分はマッサージが得意なんだ」と言って、マッサージしようとした。

#### ケース②

体育の時間にケガをした女子生徒が歩けないでいるとき、男性教員がおんぶして保健室に連れて行った。女子生徒はお尻を触られて不快に思った。

#### ケース③

体育の跳び箱や鉄棒の指導でお尻や腰・腕を持って補助した。

#### ケース④

書道の指導のとき児童生徒の手を握ったまま筆を動かして書いた。

## 14. スクール・セクハラ防止セルフチェック

- 児童生徒に対して、必要がないのに身長・体重を聞くなど身体的特徴に関する話をしたことがある。
- 児童生徒に対して、興味本位で性に関することや異性関係について話したり、質問したことがある。
- 児童生徒の前で、自分の性的体験談をおもしろおかしく話したことがある。
- 児童生徒に対して、雑誌等の卑猥な写真や記事を見せたり、読んだりしたことがある。
- 児童生徒に対して、スキンシップの意味から必要以上に握手や肩たたきなどをしたことがある。
- 小学校低学年の児童を膝に抱っこしたり、頭をなでたりしたことがある。
- 特定の児童生徒を休日に呼び出して、植物の世話など学級の仕事をさせたり、教職員の仕事を手伝わせたことがある。
- 部活動の中で、児童生徒にマッサージをしたりさせたりしたことがある。
- 特定の児童生徒を必要以上に呼び出して、一対一で指導したことがある。
- 宿泊を伴う学校行事や部活動の際、児童生徒の部屋に1人で入って、必要以上に部屋にとどまって指導したことがある。
- 宿泊を伴う学校行事や部活動の際、特定の児童生徒を恣意的に教職員の部屋に呼び出して、長時間指導したことがある。
- 児童生徒に対して、性別による役割分担の意識から「男のくせに根性がない」「女のくせになまいきだ」などと発言して指導したことがある。
- 児童生徒に対して、性別による役割分担の意識から「男子は机運び、女子は受付」などと性別によって仕事を割り当てたことがある。
- 特定の児童生徒と携帯番号やメールアドレスを交換して、連絡を取り合ったことがある。
- 児童生徒の写真をパソコンや携帯に多数保存したことがある。

## 《参考資料》

### ■ 不祥事に伴う代償等

不祥事を起こした場合は、次のような代償等があることを強く認識し、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしい行動をとりましょう。

#### (1) 服務上の責任等

不祥事を起こした職員に対しては、地方公共団体内部における秩序維持を目的として、地方公務員法に基づく厳正な懲戒処分等が科されます。

〈 参考 〉 懲戒処分の種類と給与上の措置

処分の種類	処分内容	給与上の措置
免職	職員としての身分を失わせる処分	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職手当の不支給</li><li>・年金の一部受給停止</li></ul>
停職	一定期間、職務に従事させない処分	<ul style="list-style-type: none"><li>・停職期間中の給与不支給</li><li>・次期昇給なし</li><li>・期末・勤勉手当の在職期間除算</li><li>・勤勉手当の減額</li><li>・退職手当の減額</li><li>・年金の一部受給停止</li><li>・その他昇格にも影響</li></ul>
減給	給与を一定期間、一定割合減じる処分	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期昇給下位区分適用</li><li>・勤勉手当の減額</li><li>・その他昇格にも影響</li></ul>
戒告	服務義務違反の責任を確認し、将来にわたり戒める部分	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期昇給下位区分適用</li><li>・勤勉手当の減額</li><li>・その他昇格にも影響</li></ul>

#### 地方公務員法（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

## (2) 刑事上の責任等

不祥事の内容が犯罪行為に該当する場合は、刑事手続きに基づき刑事処分（懲役・罰金等の刑罰）が科されます。

## (3) 民事上の責任等

被害者がいる場合は、民事上の損害賠償義務が生じ、多額の損害賠償金を支払わなければならぬ場合があります。

### ＜参考＞懲戒処分による給与等への影響

もしも、勤続23年の45歳の職員がわいせつ事案で免職処分を受けると……

退職までの約1億2,880万円に影響（定年までの給与と退職手当を合わせた額）他にも年金への影響が……

※県立学校教諭におけるモデル例です。実際には採用時の年齢・前歴や昇給・昇任等の経過によって、個人で影響額は異なります。

## ■社会的影響

### (1) 教育界や職場・同僚職員への影響

不祥事により、教職員を一括りとして、まじめに勤務している同僚職員の信頼までもが一瞬にして失われることとなり、その結果、学校の円滑な運営にも大きな支障を及ぼすこととなります。

### (2) 家族等への影響

地方公務員法による懲戒処分が行われ、公表された場合は、職員の家族や親族等も非難の対象となる場合も想定され、家庭崩壊等の悲惨な結果を招く恐れがあります。

## ■ 職場の危機管理「7つの行動指針」

1 いつも「ちょっと変だな・・?」「本当に大丈夫かな・・」という意識を持って仕事しよう。

・「知識（経験）」+「意識（ちょっと変だな？）」の複眼で事象をみること。

この意識があれば、兆候を必ず早期に気づき、予防できます。

2 いつも「誰かに見られている」という意識で仕事をしよう。

・「誰も見ていないだろう・・」の心理が、つい不正行為に走らせる。この意識があれば手抜き、不正、違反行為に抑止力が働きます。

3 「おかしいと思ったことは」「おかしい」と上司に言おう。

・「おかしいこと」を「おかしい？」と感じながら「独断」する。「報連相」は危機管理の基本動作です。

4 不正行為はいつか必ず発覚すると知ろう。

・「告発」という“時代の刺客”的目が、どこでも光っている。目前の数万円のために、数千万円を失う愚かさを知りましょう。

5 大事な自分の家族がどうなるか、を自問しよう。

・この意識があれば、「悪魔のささやき」に負けないですむ。職場の「しがらみ」や「誤った仲間意識」で一生を台無しにしないようにしましょう。

6 コンプライアンスとは、「当たり前のこと」を「当たり前にやること」だと知  
ろう。

- ・日常業務の99.9%は、コンプライアンスの範囲、わずか0.1%の「多分、  
大丈夫だろう・・」が不祥事を起こします。

7 それをマスコミが知っても問題にならないか、自問しよう。

- ・マスコミがそれをどう見るか、それが問題なのだ。「学校の常識」は「社会の  
非常識」かもしれません。

※田中危機管理広報事務所作成（平成23年度長崎県幹部職員「危機管理研修」資料一部改  
から抜粋）

【イラスト】西岡 由香（漫画家）

【主な参考文献】

- 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程・通知」1999
- 文部省通知「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」1999
- 「知っていますか？スクール・セクシュアル・ハラスメント一問一答」（解放出版）
- 「スクールセクハラ」（幻冬舎文庫） ○「ここからセクハラ！」（集英社）
- 「部長、その恋愛はセクハラです！」（集英社新書）
- 「学校現場で起こる教師のセクハラ」（現代性教育研究ジャーナル NO.97）
- 「セクハラ、パワハラ防止！」（長崎県教育委員会）



※本ハンドブックは、令和元年度「長崎市提案型協働事業」として、  
モッシュュ Moshyw（もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき）と  
長崎市教育委員会が協力して作成しました。